

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団武蔵野会

所在地 埼玉県新座市東北一丁目7番2号

損 益 計 算 書  
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		47,604,235
2 事業費用		
(1) 事業費	47,778,698	
(2) 本部費	0	47,778,698
本来業務事業損失		174,463
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		434,241
2 事業費用		500,874
附帯業務事業損失		66,633
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		241,096
II 事業外収益		
受取利息	127	
その他の事業外収益	1,528,094	1,528,221
III 事業外費用		
支払利息	66,116	
その他の事業外費用	422,737	488,853
経常利益		798,272
IV 特別利益		
固定資産売却益	5,292	
その他の特別利益	0	5,292
V 特別損失		
固定資産売却損	11,493	
その他の特別損失	20,205	31,698
税引前当期純利益		771,866
法人税・住民税及び事業税	244,015	
法人税等調整額	△ 1,831,708	
当期純利益		2,359,558



## 医療法人社団武蔵野会 注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (ア) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

薬品 : 最終仕入原価法に基づく原価法  
給食材料 : 最終仕入原価法に基づく原価法  
診療材料 : 最終仕入原価法に基づく原価法  
貯蔵品 : 最終仕入原価法に基づく原価法

#### (イ) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

建物・建物附属設備・構築物 : 定額法。ただし、2016年4月1日前に取得した建物附属設備については定率法を採用しております。

上記の資産以外の有形固定資産 : 定率法

##### 無形固定資産

定額法

##### リース資産

###### 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

###### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(なお、リース取引開始日が2018年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。)

#### (ウ) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### 奨学引当金

奨学貸付金については、将来における償却額を考慮した一定の金額を引当金として計上しております。

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による当事業年度末自己都合要支給額）を計上しております。

(エ) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

(オ) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 貸借対照表等に関する事項

(ア) 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に関する重要性がある場合の影響額

該当なし

(イ) 満期保有目的の債券に関する重要性がある場合の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(ウ) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、奨学引当金及び退職給付引当金の否認等ではありますが、繰延税金資産の回収可能性を慎重に判断し、回収可能性が乏しいと判断しているため、繰延税金資産は計上しておりません。

(エ) 補助金等に関する重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(別紙1参照)

4. 継続事業の前提に関する事項

該当なし

5. 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

土地	3,146,340 千円
建物	7,891,175 千円
建物附属設備	3,489,553 千円
構築物	444,980 千円
合計	14,972,048 千円

担保に係る債務

長期借入金	8,422,012 千円
合計	8,422,012 千円

6. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項  
関係事業者なし
  
7. 重要な偶発債務に関する事項  
該当なし
  
8. 重要な後発事項に関する事項  
該当なし
  
9. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項  
(ア) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引  
未払リース料 ¥5,044,532 円